

## 第2章 教育課程及び履修方法

第7条 各学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。
- 3 各学部における授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第1のとおりとする。ただし、必要と認めるときは教授会の議を経てその一部を変更することがある。
- 4 前3項のほか、外国人留学生等のために必要な授業科目をおくことができる。
- 5 前各項のほか、教職に関する科目、社会教育主事・学芸員の資格取得及び日本語教員養成のために必要な授業科目をおく。

第8条 学生は、前条により自己の所属する学部、学科の所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 学生は、各学部、学科の定めるところにしたがい他の学部、学科の授業科目を履修することができる。
- 3 教育職員の免許状を取得しようとする者のために教職課程をおく。  
各学部、学科の教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目については、別表第2のとおりとし、免許状の種類は、別表第3のとおりとする。
- 4 社会教育主事の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。
- 5 学芸員の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第5のとおりとする。
- 6 日本語教員養成のために必要な授業科目及び単位数は、別表第6のとおりとする。
- 7 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修科目届を提出しなければならない。
- 8 前各項のほか、各学部、学科の履修については、別に定める。

第8条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

第9条 削除